

研究活動・倫理研修会

資料

2020

目次

香川大学行動規範	1
香川大学コンプライアンス・ガイドライン [抜粋]	2
研究上の不正行為	3
不正行為の事例（文科省公表）	4
本学における申立て・告発等への対応フロー	5
研究不正に対する処分	6
研究データ等の保管の必要性	7
研究活動に関する留意事項	8
本学で実施する研究倫理研修	9
研究倫理教育における研究室主宰者・研究機関の役割後進への指導について	10・11
関係規定・資料等	12

平成17年4月1日制定

本学が、教育・研究機関として存続し、地域社会と一体となって発展を遂げていくためには、全ての教育・研究活動において、地域社会からの信頼をいただくことが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、教育・研究倫理を徹底し、社会的良識をもって公正・公平かつ透明に業務を遂行し、地域社会からのご期待に応えるとともに、一層信頼される大学づくりに全力を尽くします。

—本学の理念—

- ・本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とします。

—学生諸君と共に—

- ・私たち役員及び職員は、本学の理念を実践(具現)するため、率先してリーダーシップを発揮します。私たちは学生諸君を大切にし、真摯に教育・研究活動に取り組み、学生諸君のため、ひいては地域社会のため、奉仕し研鑽していくことを目指します。

—役員及び職員と共に—

- ・個々の役員及び職員の人格と個性を尊重します。
- ・安全で働きやすい職場環境を確保し、明朗にして自由闊達な教育・研究環境をつくりま

—学術研究の進展と共に—

- ・学術と学術研究は社会と共に、そして社会のためにあることを認識し、自らの研究活動は社会の信頼と負託に応える責務を有することを自覚します。
- ・自らの研究活動と社会との健全な関係を図るため、誠実・公正な研究を遂行し、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。
- ・研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。

—地域社会と共に—

- ・積極的な情報公開により、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- ・環境保全の重要性を認識し、全ての教育・研究活動において環境への影響抑制に努めます。
- ・市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ・社会の一員として、地域社会の発展のために貢献します。

—関係機関及び取引先と共に—

- ・政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持します。また、取引先は全て透明・公正に選定し、法令遵守のもと、質的に高くかつ安全確実な取引を行います。

平成17年4月1日制定

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、「香川大学行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とします。

「学術研究活動の自律的実現を図るために」

- (1) 自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有します。
- (2) 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行します。
- (3) 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画します。
- (4) 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力します。
- (5) 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力します。
- (6) 他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価すると共に、研究者間の役割分担・責任を明確化し、名誉や知的財産権を尊重します。
- (7) 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。
- (8) このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データを一定期間記録保存することや必要に応じて適切に開示を行うことなど、厳正な取扱いを徹底して、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサiershipなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしません。
- (9) 不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識・理解し、このことは研究活動を通じた人材育成・教育を行う上でも重要であることを銘記します。
- (10) 研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起こり得ない環境を醸成します。

本学の定める不正行為

特定不正行為

捏造

存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

公的研究 費の不正 使用

架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって使用規則等に違反した公的研究費を使用すること。

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程（平成19年4月1日）

研究者倫理に反する行為

二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

不適切な オーサー シップ

論文著作者が適正に公表されないこと。

香川大学コンプライアンス・ガイドライン（平成17年4月1日制定）

不正行為の事例(文科省公表)

文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）

【令和元年度（10件）※捏造・盗用1件、盗用2件、改ざん1件、捏造1件、改ざん・盗用・二重投稿1件、盗用・二重投稿2件、捏造・改ざん1件、二重投稿1件】

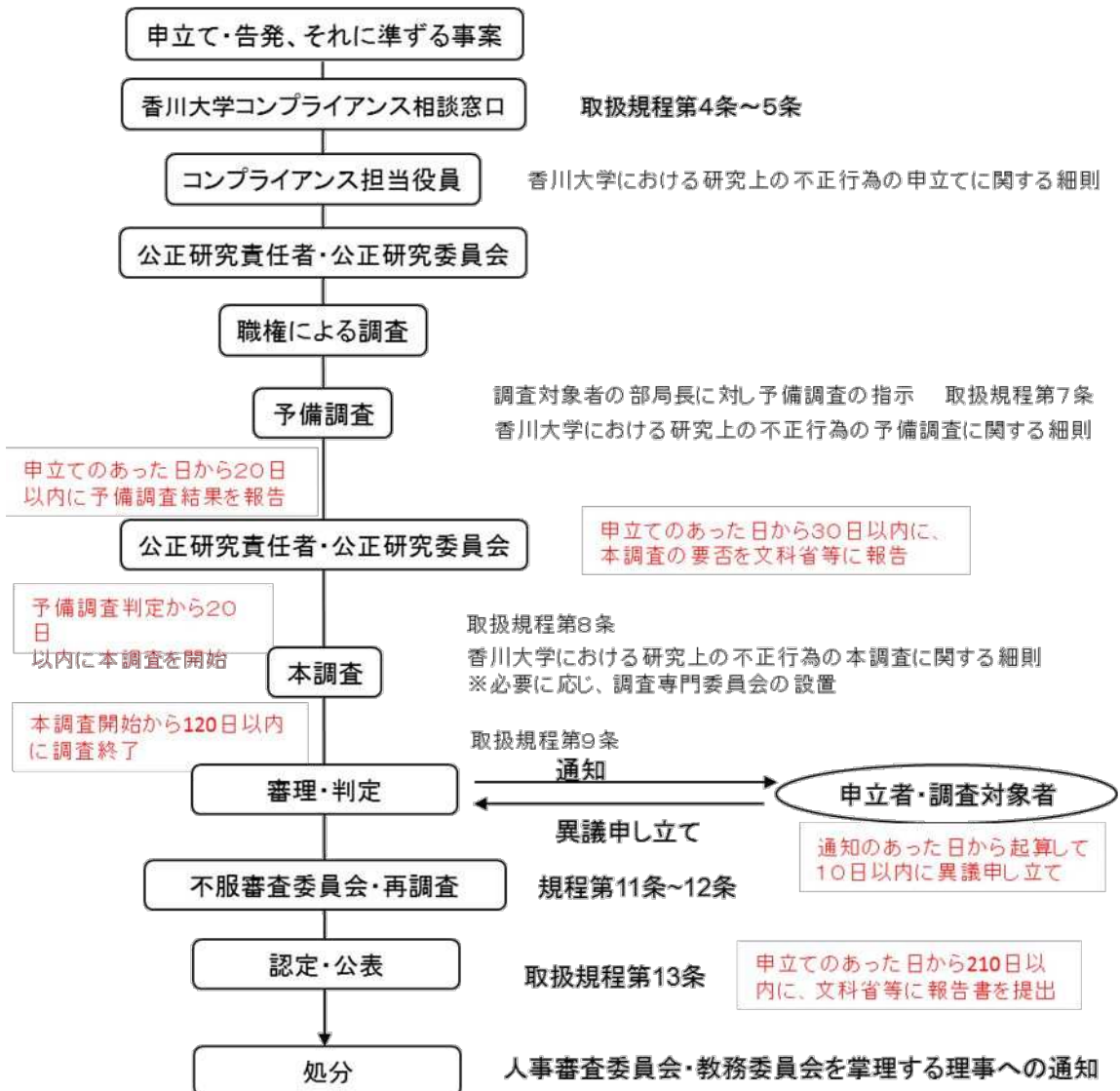
番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種類(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2019-01	東洋英和女学院大学人間科学部所属教員による研究活動上の不正行為(捏造・盗用)の認定について	ドイツ政治文化思想史	東洋英和女学院大学	東洋英和女学院大学 人間科学部 教授	捏造・盗用	平成30年10月4日	平成31年4月26日
2019-02	創価大学経営学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経営学	創価大学	創価大学 経営学部 教授	盗用	平成30年6月7日	令和元年5月10日
2019-03	神戸学院大学元教員による研究活動上の不正行為の認定について	薬学	神戸学院大学	神戸学院大学 薬学部 元助教、教授	改ざん	平成30年7月5日	令和元年6月5日
2019-04	横浜市立大学における研究活動上の不正行為(捏造)の認定について	生化学、分子生物学	横浜市立大学	横浜市立大学大学院博士後期課程学生、教員	捏造	平成30年11月21日	令和元年6月20日
2019-05	東京理科大学教員による研究活動上の不正行為(盗用、改ざん)について	組織分析学	東京理科大学	東京理科大学 経営学部 教授	改ざん・盗用・二重投稿	平成28年9月1日	令和元年7月23日
2019-06	中村学園大学所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	商学、経済政策	中村学園大学	中村学園大学 流通科学部 准教授	盗用・二重投稿	令和元年6月19日	令和元年10月11日
2019-07	広島大学における研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	教育学	広島大学	広島大学大学院教育学研究科博士課程後期・大学院生	盗用	平成30年7月13日及び18日	令和元年12月23日
2019-08	京都府立医科大学及び関西医科大学の元教員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について	医学	京都府立医科大学、関西医科大学	京都府立医科大学大学院医学研究科 教授(当時)・関西医科大学医学部 助教授(当時)、京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授(当時) 3名	捏造・改ざん	①平成23年11月30日 ②平成25年2月12日 ③平成24年1月17日	①②令和元年5月30日 ③令和元年178月6日
2019-09	元熊本大学所属教員による研究活動上の不適切行為(二重投稿)の認定について	工学	熊本大学	元熊本大学 大学院先端科学研究部 助教、教授	二重投稿	平成31年4月22日	令和元年12月6日
2019-10	日本大学における研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について	法学	日本大学	日本大学 法学部 教授	盗用・二重投稿	平成31年2月18日	令和2年3月4日

参考：平成30年度（8件）、平成29年度(16件)、平成28年度（9件）、平成27年度（9件）

本学における申立て・告発等への対応フロー

1. 責任者・体制（香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程（以下「取扱規程」）第3条）
 - ・責任者 公正研究責任者（学長が指名する理事）
 - ・体制 公正研究委員会
（香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程）

2. 申立て・告発等から認定までの流れ



研究不正（研究活動の不正行為、研究費の不正使用）に関与すると、個人に対する処分だけでなく、共同研究者等へも迷惑をかけることとなり、研究機関に対して競争的資金の配分元から処分を受けることとなる。法令や本学の定める規程等に基づき、研究不正が認定された場合、研究者等に対し、以下のような対応措置が取られる。

【研究不正が認定された場合の研究者等への対応措置】

個人（研究者等）への処分

- 処分：懲戒処分、訓告、厳重注意 等
処分内容・氏名等の公表
- 競争的資金等への応募資格停止
- 研究費の使用停止
- 研究費の返還請求（全部または一部返還）
- 刑事告訴・民事訴訟 等
- 管理責任者（当該部局長等）に対する処分

研究機関に対する処分

- 研究不正が確認された研究活動に関する研究費の返還（全部または一部返還）
- 研究機関に対する間接経費の減額査定
- 不正経理と認められた取引業者との取引停止

研究活動にかかわる不正は、「学問の自由」を研究者自らが放棄する行為であるだけでなく、国として「社会・国民に支持される科学技術」を目指すに当たって極めて深刻な事態であり、すべての研究者は、研究者倫理の重要性と社会的責任の重さを認識し、自己規律の確立に努める必要がある。国、配分機関、大学、研究機関等の関係機関は、公費を投下されているという自覚の下、不正行為への対応に必要な体制の整備やルールづくりに万全を期すとともに、一方で研究活動の萎縮を招くことのないよう留意する必要がある。

■ 研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」という両面がある。論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任でもある。

■ 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）

本学で定める研究データ等の保存期間

資料 ➡ **原則として、当該論文等の成果発表後10年間。**
（文書、実験ノート、数値データ、画像等の資料、アンケート調査資料など）

ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

試料及び装置等 ➡ **原則として、当該論文等の成果発表後5年間。**
（実験試料、標本等の試料、装置等）

ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物資や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

※医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

※特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

香川大学における研究データの保存等に関する要項
（平成28年4月1日、平成28年10月1日改正）

(1) 軍事的安全保障研究に係る対応について

平成27年度から防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による研究資金の募集が開始されましたが、本学は、日本学術会議の声明に沿い以下の原則にしたがって対応することとしています。(平成30年2月教育研究評議会決定)

1. 軍事利用を目的とする研究は行わない。
2. 軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受入は行わない。

➡ 「安全保障技術研究推進制度」への応募は行わない

(2) 安全保障輸出管理について

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物（装置、試料など）・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「非居住者に対する技術の提供（役務取引）」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行うと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。よって、香川大学における安全保障輸出管理体制の整備と適切な輸出管理の実施を図るため、「国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程」を制定し、平成28年11月1日から施行しました。

➡ 「事前確認シート＜外国出張・海外研修用＞」の提出

(3) 生物多様性条約に基づく名古屋議定書の発効批准に伴う対応について

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（通称：ABS）に関する名古屋議定書」が締結され、平成29年8月20日より施行されています。

➡ 遺伝資源の取得手続き

ABSの対象となる遺伝資源の取得をしようとする場合は、必ず事前に以下の手順に沿った手続きを行うものとする。

- ① カウンターパートとなる提供国側の研究者との共同研究の実施
- ② 共同研究契約書の締結と相互合意条件（MAT：Mutually Agree Term）の設定
- ③ 提供国政府からの事前同意（PIC：Prior Informed Consent）の取得

海外での生物サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝資源ABS対策チームにご相談ください。



海外の生物サンプルの持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



外国人留学生による生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で購入した外国由来の標本も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



© ABS学術対策チーム

本学では、「国立大学法人 香川大学における公的研究費不正防止に関する 行動 指針」（平成27年3月1日決定、平成29年10月1日一部改正）に基づき、研究者等の意識向上のため、以下の活動を実施しています。

▶『研究者共通教育』

全教職員に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供している「CITI Japan e-learning 教材」の受講を義務付けています（5年間有効）。

重要

- 「研究者基本コースVer.2」を受講して下さい。
- 前回受講完了から5年経過される方**
5年間の有効期限の1か月前を目安に、研究協力グループより、更新受講について通知いたします。
- 本年度着任された方で、上記プログラムを初めて受講される方**
受講頂く準備が整い次第、研究協力グループより通知しますので、その後受講願います。
- 本年度着任された方で、他機関で上記プログラムの受講実績のある方**
本学で必要な領域及び単元を全て受講している場合には、本学での受講したものとみなし、受講日から起算して5年間を有効とします。
- 有効期間が切れますと競争的資金に係る申請手続きができなくなりますのでご注意ください。

▶『研究倫理研修会』

公正研究責任者等により、各学部教授会等において、研究倫理に係る研修会を実施しています。

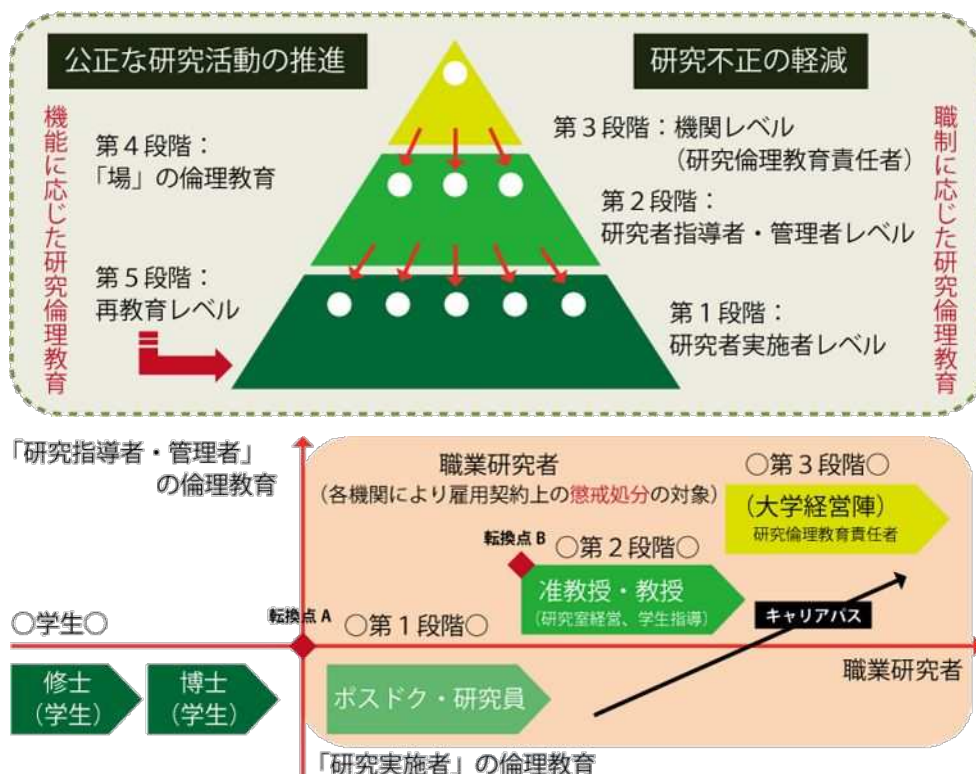
▶『分野別研究倫理教育』

各部局により、研究分野等の特性に応じた研究倫理研修を実施しています。

研究倫理教育における研究室主宰者・研究機関の役割

個々の研究者が実践すべき、研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料等の保存について、研究室主宰者及び研究機関の長は、研究活動の健全性が担保されるよう、それぞれの立場で適切な教育・指導と環境整備に努めなければならない。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）



出典：「博士人材の研究公正力(2):研究倫理教育の類型学」情報管理 Vol.60

本学で行われている学生向け研究倫理教育

- 学部学生については、全学共通科目（大学入門ゼミ）等で研究倫理の授業を実施
- 大学院生については、入学時のガイダンスで研究倫理教育を実施
- 大学院生については、平成31年度から、1単位の研究倫理の内容を盛り込んだ授業科目を全学的な共通科目とし、必修化
- 医学部、医学系研究科では講義にe-learning教材を活用

科学研究は、それまで営々と積み上げられてきた知識の継承が前提となっているが、研究を担う人を次の時代のために育てていくことも、科学の発展にとって不可欠であり、後進を指導することは、現在の科学者にとっての大きな責任である。特に教育機関である大学においては、学生や若い研究者（メンティー）と、これを指導する者（メンター）との関係は重要である。

メンターとしての指導責任について

メンターは、「科学者とは何であるか」、「科学研究の目的とは何か」、「それは人類の福利にどのように貢献できるのか」といった科学者の根源的な役割や社会的責任に関わる問いを継続的に投げかけ、後進の科学者であるメンティー（大学院生等）の対話を通して、価値観の共有を図り、「科学者になること」について指導する必要がある。単なる「科学」教育ではなく、「科学者教育」を目指し、科学者が共有すべき価値を健全な形で継承し、社会から信託の得られるプロフェッションとしての科学者コミュニティの継続、発展に努める必要がある。

博士課程の学生の指導と責任ある論文審査について

博士課程の学生は、科学研究の世界に入る最も大事な時期であり、将来の独創的な研究にしても、博士課程の時期の着想や研究指導が大きな影響を与えることは少なくない。指導教員と学生との間でより良いコミュニケーションを取りながら、学生が誠実な科学者として育つよう十分な指導をしていく必要がある。研究成果の集大成として、博士論文を纏めますが、これも研究論文の一つであり、博士論文が認められ博士の学位が授与されるということは、誠実な科学者を養成する課程を修了したことの証であり、博士の学位が世界中に通用することを鑑み、その「質の保証」に十分に意を配る必要がある。「質の保証」が不十分なものになれば、学位を有する個々の科学者に対する信頼はもちろんのこと、科学研究全体への信頼を傷つけることにもなりかねない。学位論文のテーマ設定、研究の過程、論文のとりまとめに至るまで指導教員のきめ細かな指導が必要となる。また、論文の審査は、誠実な科学者としての質の保証の責任を十分に認識しながら、透明性と公平性を保ち審査にあたる必要がある。

科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー 日本学術振興会 抜粋

学生向けの研究倫理学習サイト

■研究公正ポータル／THE LAB バーチャル体験型学習シミュレーション（JST）
https://www.jst.go.jp/kousei_p/measure_the_lab.html

■研究公正／研究倫理教材（日本学術振興会）<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

香川大学

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・ 香川大学行動規範
- ・ 香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・ 国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針
- ・ 国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画

〔公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等〕

- ・ 国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・ 公的研究費の不正防止に関する責任体系

香川大学 研究費使用ハンドブック（令和２年１月改訂版）

http://133.92.2.137/index.php/download_file/view_inline/52695/2446/

日本学術会議

科学者の行動規範概要(改定版) 日本学術会議（平成２５年１月）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

文部科学省

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年８月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

経済産業省

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版（平成２９年１０月公表）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

国立遺伝学研究所 A B S 学術対策チーム

「遺伝資源の取得の機会、およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)」解説

http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

令和2年度研究倫理研修会

「公的研究費の不正使用防止について」

統括管理責任者

I. 公的研究費に係る不正事例・処分等

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明**することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その**使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です**。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切です**。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の

応募資格制限

【関係府省申合せ】

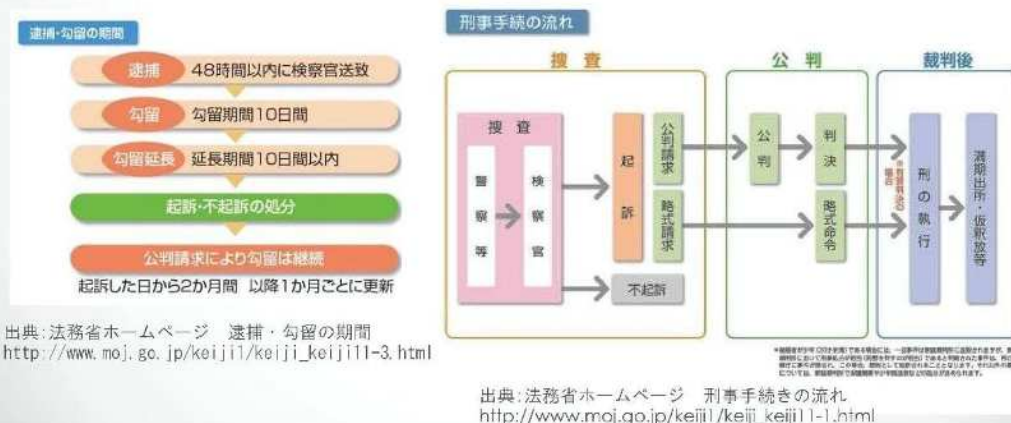
※平成24年度の改正に留意（4頁を参照）してください

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。**

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとしました。**

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外で ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ② ①及び③以外の場合、2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
	不正受給を行った研究者と共謀者 5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

参考: 内閣府HP:
<http://www3.cao.go.jp/cstp/comefund/shishin1.pdf>

文部科学省ホームページ「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



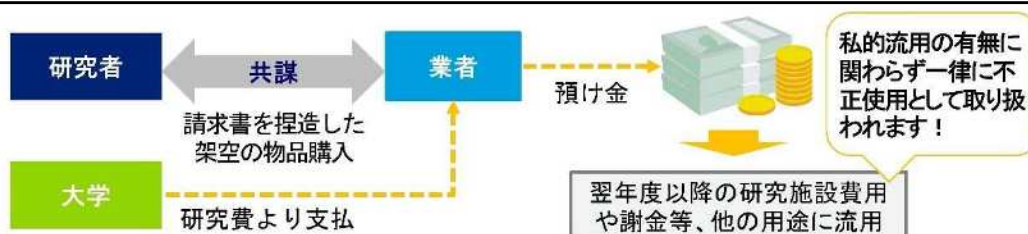
自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 最長5年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

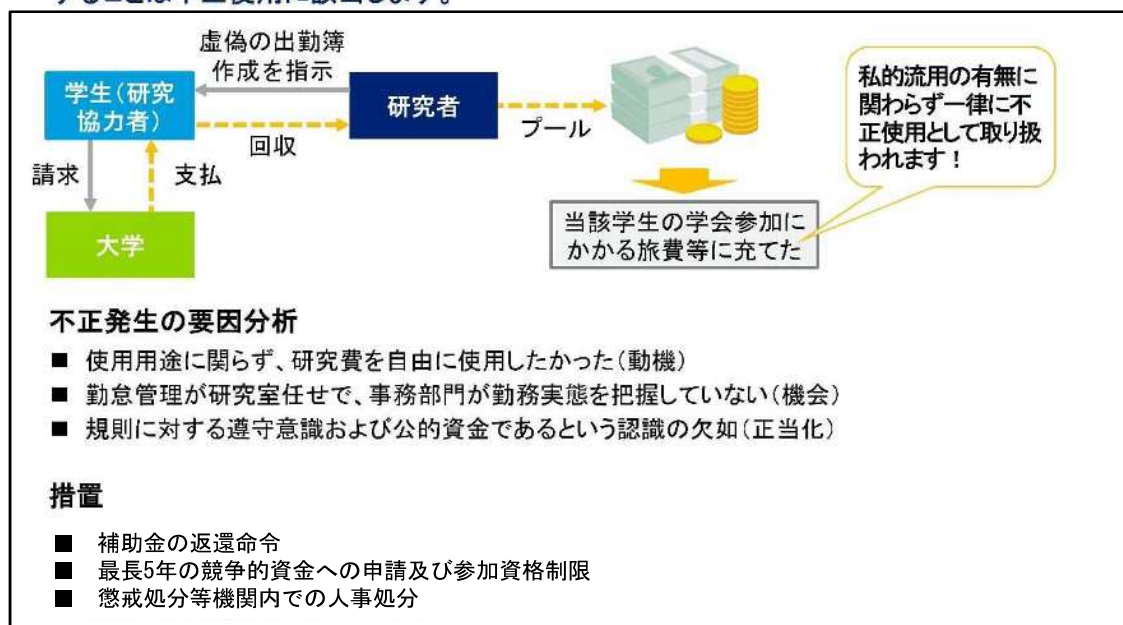
重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

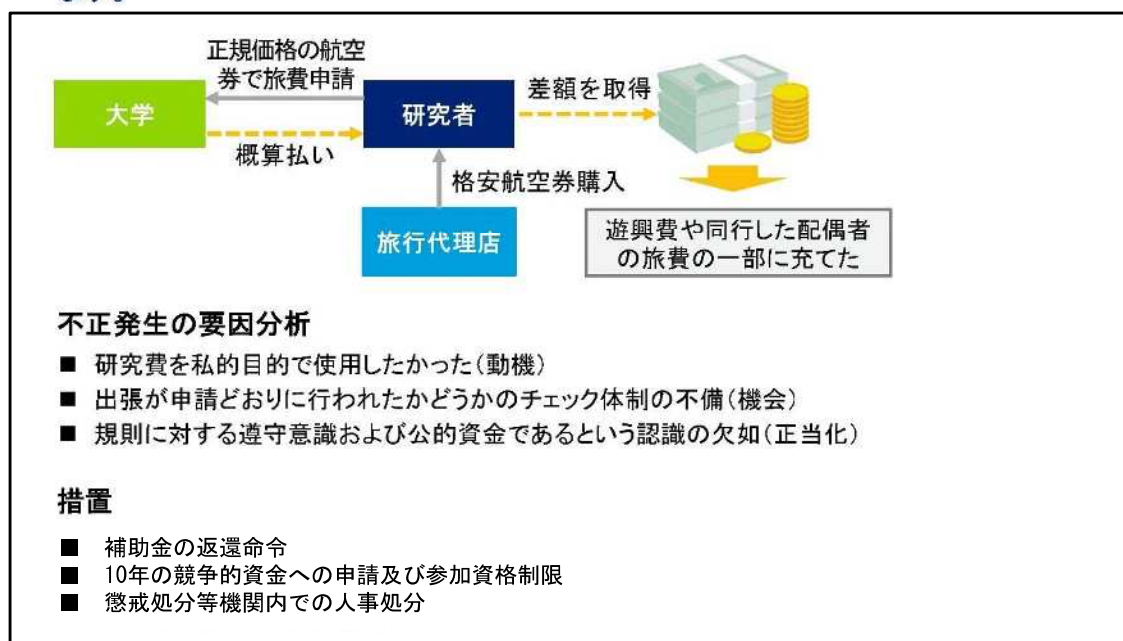
3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



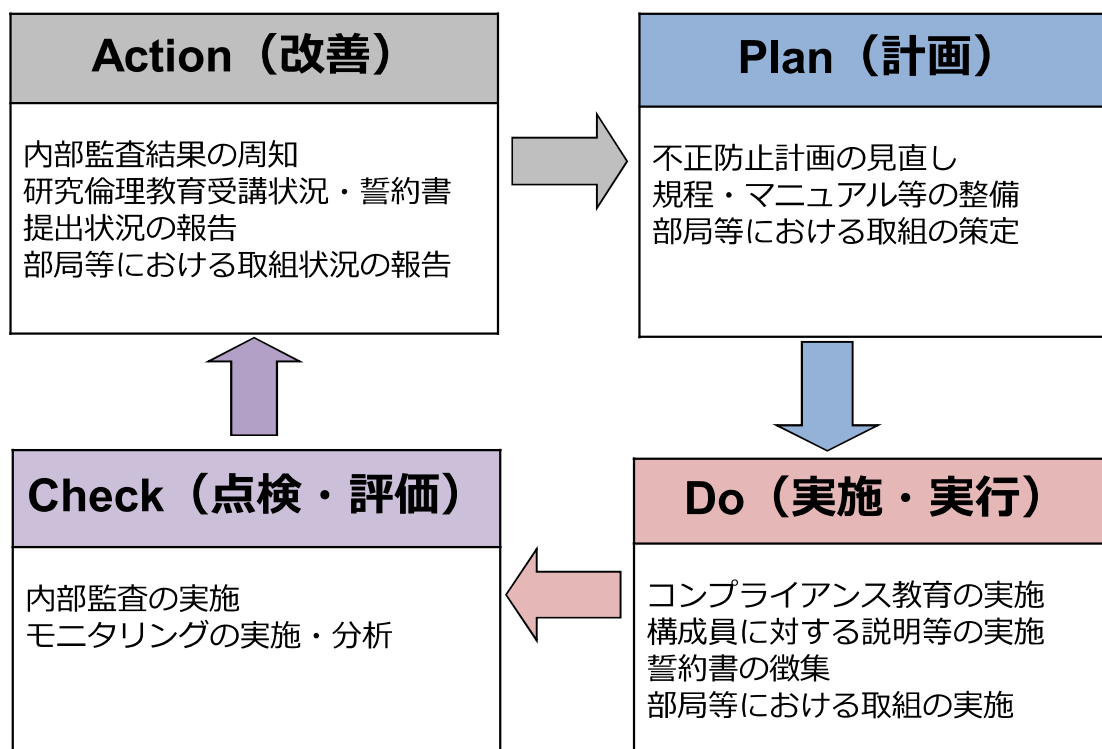
文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

不正使用事案の最近の事例 <文部科学省ホームページ等より>

研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	最終報告書提出日	備 考
東海大学	平成27～30年度	旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用	185,240円	1名	令和2年3月31日	処分決定後に改めて公表
兵庫県立大学	平成30年度	目的外使用	330,261円	1名	令和2年3月9日	処分決定後に改めて公表
京都大学	平成28～30年度	架空請求(カラ出張、カラ給与)、還流行為、補助金の目的外使用	788,820円	1名	令和2年1月30日	懲戒解雇
情報・システム研究機構	平成28～30年度	旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求	1,324,120円	1名	令和元年12月9日	懲戒解雇
熊本県立大学	平成29年度	架空請求(カラ雇用)	25,830円	1名	令和元年10月30日	退職
北海道大学	平成28年度	架空請求(カラ給与)	291,666円	1名	令和元年8月29日	退職
広島大学・東京大学・人間文化研究機構	平成23～30年度	旅費の重複受給、旅費の虚偽請求	9,996,934円	1名	令和元年8月28日	諭旨解雇
大分大学	平成25～30年度	架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張	1,021,670円	1名	令和元年7月11日	停職10月

Ⅱ. 不正防止の取組

本学では、下記のPDCAサイクルを有効に機能させて、研究費の不正使用等の防止に取り組んでいます。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには、研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には、研究者の理解と協力が不可欠です。

【関係資料等】

文部科学省ホームページ

研究機関における公的研究費の管理・監査

- ・「公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

香川大学ホームページ

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

香川大学 :: 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み



お問い合わせ アクセス・学内マップ サイトマップ English



受験生の方

在学生・保護者の方

企業・研究機関の方

地域の方

卒業生の方

情報公開

大学案内

学部・大学院、
施設

教育研究・
産官学連携

地域貢献

国際交流・留学

学生生活・就職

入試情報

寄附のお願い

[ホーム](#) > [大学案内](#) > [大学の取り組みとビジョン](#) > 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

香川大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を受け、公的研究費の適正かつ効率的な執行・管理を行い、不正を防止するため、以下のような取組みを行っています。

公的研究費の管理・監査、不正防止に関する本学の姿勢、取組み

【行動規範、不正防止に関する基本方針等】

- ・香川大学行動規範
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針 (PDF : 501KB)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画 (PDF : 231KB)

【公的研究費の適正な運営・管理に関する規程等】

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系 (PDF : 73KB)

【研究倫理教育について】

- ・研究倫理教育の実施に関する要項
- ・令和元年度研究倫理研修会資料 (PDF : 2662KB)

(参考教材)

- ・日本学術振興会『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』（テキスト教材・e-ラーニング教材）
- ・科学技術振興機構『THE LAB』（ORI制作映像教材）

【参考資料】

- ・「STOP！研究不正－取引業者の皆様へ－」（リーフレット） (PDF : 347KB)
- ・検収体制の整備について (PDF : 784KB)
- ・冊子「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針」 (PDF : 1245KB)
（平成29年10月現在）（基本方針・行動指針と関係する学内ルールをまとめた冊子です）
- ・研究費使用ハンドブック（学内専用）

【取引確認書】

取引業者様に、取引確認書をご提出いただいております。詳しくは[こちら](#)

公的研究費相談窓口

公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を設置しています。公的研究費に関するルール等について、お気軽にお問い合わせください。

公的研究費相談窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

学術・地域連携推進室 研究協力グループ

大学案内

大学概要

中期目標・中期計画、自己点検・評価

大学の取り組みとビジョン

香川大学改革構想 2018年4月-START-

教育改革

国際化の基本方針と重点戦略課題

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

香大生の夢チャレンジプロジェクト事業

ものさ香大★チャレンジプログラム

経済学部学生チャレンジプロジェクト事業

環境に対する取り組み・環境報告書

教育研究水準の向上のための取り組み

大学の特色ある取り組み

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

多様な人材の確保及び育成

女性活躍推進法に基づく行動計画

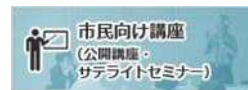
香川大学ソーシャルメディア利用に関するポリシー

香川大学ハラスメント防止宣言

学長室

大学案内・広報誌

その他の情報



香川大学 :: 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

TEL 087-832-1314 FAX 087-832-1319
E-Mail kaken@jim.ao.kagawa-u.ac.jp
※メール送信の際は、○を@に換えてください。

不正行為申立て窓口

公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するための通報窓口として、「不正行為申立て窓口」を設置しています。不正行為に係る調査は、香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会が行います。

不正行為申立て窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1
経営管理室総務グループ（香川大学コンプライアンス相談窓口）
メール相談受付フォーム 
TEL 087-832-1199 FAX 087-832-1053
（電話受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00）

〔不正行為とは〕

- (1) 研究費の不正使用（私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等）
- (2) 研究の申請、実施、報告又は審査における捏造、改ざん又は盗用
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

〔留意事項〕

- (1) メールによる申立ては、香川大学コンプライアンス相談窓口のメール相談受付フォームをご利用ください。電話、郵送、FAX及び口頭による申立ては、専用申立書(word:23KB)をご利用ください。
- (2) 匿名での申立てではできません。
- (3) 申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければなりません。
- (4) 申立者は、当該申立てを行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (5) 調査の結果、申立てが悪意に基づく虚偽のものと判明したときは、申立者の氏名の公表や法人規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じることがあります。

〔申立者・被申立者の保護〕

- (1) 不正行為に係る申立てを行ったこと、予備調査、本調査、再調査に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。ただし、調査の結果、悪意をもった虚偽の申立て及びその他不正を目的とする申立てであることが認定された場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らさないよう、関係者の秘密保持を徹底します。

調査・懲戒処分・取引停止について

〔不正行為の告発、調査に係る規程等〕

- ・香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程 
- ・香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程 
- ・香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 
- ・香川大学における研究上の不正行為の予備調査に関する細則 
- ・香川大学における研究上の不正行為の本調査に関する細則 
- ・研究上の不正行為の申立てから認定までの流れ（イメージ図） （PDF：43KB）

〔懲戒処分に係る規則等〕

- ・国立大学法人香川大学職員就業規則 
- ・国立大学法人香川大学職員懲戒規程 

〔不正な取引に関与した取引業者に対する措置〕

- ・国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領 （PDF：111KB）

